

公募型プロポーザル募集要項

目次

1 趣旨	1P
2 業務名	1P
3 業務内容	1P
4 参加資格要件	1P
5 選定スケジュール	2P
6 必要書類の提出	2P
7 審査方法	3P
8 契約の締結	4P
9 留意事項	4P
10 担当	4P
○ 審査基準と配点(別紙)	5P
○ 様式集(別紙)	6P

令和6年度文化情報紙「すずかけ」編集・印刷業務委託
公募型プロポーザル募集要項

1 趣旨

公益財団法人兵庫県芸術文化協会（以下「協会」という。）では、幅広い世代の県民に協会の事業や県内の文化情報を分かりやすく伝え、理解を深めるために、毎月、文化情報紙「すずかけ」を発行しています。

ついては、令和6年度と同紙の編集・印刷業務を委託するにあたり、公募型プロポーザルを実施して委託事業者を選定します。

2 業務名

令和6年度文化情報紙「すずかけ」編集・印刷業務

3 業務内容

公益財団法人兵庫県芸術文化協会（以下「協会」という。）が実施する事業の紹介をはじめ、兵庫県内の文化情報を、分かりやすく効果的に発信する文化情報紙「すずかけ」の紙面を編集及び印刷すること。
詳細は別紙仕様書のとおりとします。

4 参加資格要件

次に掲げる要件をすべて満たす者としてします。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 本件公募開始日から企画提案書の提出までの間に、兵庫県指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと（契約締結後においても同様の取扱とする）。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 過去3年以内に国又は地方公共団体及びその他の公共団体、これに類する公益法人又は民間団体等において、本件と同程度の業務を受注した実績を有していること。
- (6) 本件の趣旨を十分に理解したうえで委託業務を実施できること。
- (7) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号。以下「条例」という。）に規定する、次に掲げる者に該当しないこと。
 - ア 条例第2条第1号で規定する暴力団
 - イ 条例第2条第3号で規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - ウ 条例第7条に基づき暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号で規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
 - エ 次のいずれかに該当する者

- (7) 法人の役員等が暴力団員である者または暴力団員がその経営に実質的に関与している者
 - (イ) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - (ロ) 暴力団または暴力団員に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど、直接的または間接的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
 - (エ) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (オ) 暴力団または暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (8) (7) に該当する者の依頼を受けて参加しようとする者ではないこと。

5 選定スケジュール

内容	期間	注意事項
質問受付期限	令和6年2月29日(木)	質問票【様式4】に記載の上、電子メールで提出してください。電話・ファックスでの質疑応答は行いません。
質問回答	令和6年3月1日(金)	応募者全員に電子メールで送付します。
企画提案書に関する質疑等	随時	提出いただいた企画提案書について、不明な点がある場合等は、随時ご質問させていただきます。
紙面デザイン案(試作品)の原稿等提供依頼	随時	希望者は電子メールで依頼してください。原稿・画像を提供します。
企画提案書提出期間(添付書類一式を含む)	令和6年3月11日(月)まで 受付期間：午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。(土日、及び国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日を除く)	郵送または持参してください。 提出先：(公財)兵庫県芸術文化協会事業第2課
審査結果の通知	令和6年3月中旬	応募者すべてに通知します。

※審査結果等についての問い合わせには応じられませんのでご了承ください。

※最終審査結果の通知後、速やかに選定された事業者と契約の手続きを開始します。

6 必要書類の提出

- (1) プロポーザルに参加を希望する者は、以下のとおり必要書類を提出してください。

ア プロポーザル参加申込書【様式1】

本件プロポーザルへの参加意思は、この様式により表明してください。また、本件と類似した実績があれば記入してください。なお、記入する内容を補足する資料があれば、併せてご提出ください。

イ 会社概要【様式2】

ウ 企画提案書【様式3】

① 企画提案内容

a) 全体的な考え方

b) 企画・構成

② 紙面デザイン案

紙面仕様、ページ数は別紙仕様書に基づくこと。デザイン・レイアウト（画像の配置含む）・カラーを自由に組み合わせて試作品を制作・提出してください。ただし、「すずかけ」の題字は現在のもを使用すること。試作品の基となる原稿等は、協会から提供します。

エ 業務実施体制計画書【任意様式】

業務の実施体制、責任者名および主たる業務担当者名を記した業務実施体制計画書を提出してください。

オ 見積書【任意様式】

企画提案書の内容に基づき、本件業務に係る見積書を提出してください。また、見積額の内容が分かるよう明細を付けてください。

なお、本件業務に係る見積り上限額は、4,367,000円（消費税及び地方消費税10%を含む）とします。

※見積り上限額の範囲で提案すること。ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではない。

※見積金額には消費税及び地方消費税に相当する額を併せて記載すること。

※見積書には代表者印を押印し、内訳明細書を添付すること。

(2) 前号に示した書類の提出部数は次のとおりです。

アについては、提案書類は事業者名を記載したものを1部、イ、ウ、エ及びオについては、事業者名を記載したものを1部、記載しないものを6部提出してください。

(3) 書類提出先

公益財団法人兵庫県芸術文化協会

文化振興部事業第2課（担当 宇野・黒田）

〒650-0011 神戸市中央区下山手通 4-16-3

電話 078-321-2002 FAX 078-321-2139

メール kuroda@hyogo-arts.or.jp

(4) 提出方法

持参または郵送とします。

郵送による場合には、あらかじめ電話等により担当に連絡したうえで、書留郵便など配達記録が残る方法により期間内必着で提出すること。

7 審査方法

(1) 審査方法、受託候補者の選定

ア 提出された書類に基づき、プロポーザル審査委員会において提案内容や業務実施体制等を審査し、総合的に判断して受託候補者を選定します。なお、審査結果についての異議申し立ては

受け付けません。

イ 原則として書類審査としますが、プレゼンテーションを実施する場合があります。

ウ プロポーザル審査委員会は非公開とします。

エ 協会は、受託候補者と契約に向けた詳細な作業内容の打合せを行い、契約を結ぶこととします。万一、当該受託候補者と契約に至らなかった場合は、次点の者と協議を行うこととします。

オ 受託候補者とは別途協議のうえ、契約内容等について企画提案書に準じて定めるものとします。

8 契約の締結

(1) 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(2) 契約金額

受託候補者の選定後、協議のうえ契約金額を決定します。

9 留意事項

(1) 提出書類の作成及び提出に関する費用は、応募者の負担とします。

(2) 提出された企画提案書等は返却しません。なお、提出者に無断で企画提案書等を使用することはありませんが、公文書公開請求があった場合、公開することがあります。

(3) 参加申込後に辞退する場合は、3月11日(月)までに書面で辞退届(様式5)を提出してください。

10 担当

公益財団法人兵庫県芸術文化協会

文化振興部事業第2課(担当 宇野・黒田)

〒650-0011 神戸市中央区下山手通4-16-3

電話 078-321-2002 FAX 078-321-2139

メール kuroda@hyogo-arts.or.jp